

議案第48号

朝来市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
朝来市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月16日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

入居資格、家賃算定に係る収入控除等の見直しを行う公営住宅法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第359号）が本年1月1日から施行されたこと、及び令和2年台風第10号により被災した奥銀谷住宅を廃止するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市営住宅条例の一部を改正する条例

朝来市営住宅条例（平成17年朝来市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3項若しくは第4項」を「第4項若しくは第5項」に改める。

第9条第3項中「第1項」を「第1項各号」に、「寡婦又は寡夫、引揚者、炭坑離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者」を「ひとり親、生活環境の改善を図るべき地域に居住する者又は第6条第1項第2号ただし書に該当する者」に改める。

第58条第1項中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

別表第1 普通市営住宅の部奥銀谷住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号資料

朝来市営住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を前条第1項の規定による公募を行わないで市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(入居者の選考等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫、引揚者、炭坑離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で、速やかに普通市営住宅に入居することを必要としているものについては、市長が割当てをした普通市営住宅(以下「特定目的市営住宅」という。)に優先的に入居させることができる。</p> <p>(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)</p> <p>第58条 市長は、普通市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあつては、当該普通市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の建設省令で定</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を前条第1項の規定による公募を行わないで市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(入居者の選考等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親、生活環境の改善を図るべき地域に居住する者又は第6条第1項第2号ただし書に該当する者で、速やかに普通市営住宅に入居することを必要としているものについては、市長が割当てをした普通市営住宅(以下「特定目的市営住宅」という。)に優先的に入居させることができる。</p> <p>(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)</p> <p>第58条 市長は、普通市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあつては、当該普通市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令</p>

める基準に従って管理するものとする。

別表第1（第3条関係）

種別	名称	位置	建設年度	構造	戸数
普通市営住宅	生野新町住宅(1)	朝来市生野町新町1191番地1	昭和51	簡耐2F	8
	生野新町住宅(2)	朝来市生野町新町1182番地1	昭和56	簡耐2F	8
	北真弓住宅(2)	朝来市生野町真弓258番地	昭和59	簡耐2F	4
	奥銀谷住宅	朝来市生野町奥銀谷1524番地1	昭和59	簡耐2F	2
	但馬口住宅	朝来市生野町口銀谷253番地3	平成元	R C 4F	16
	(略)				
	新井団地(5)	朝来市新井576番地	平成5	木造2F	5
小規模改良住宅	(略)				
特定公共賃貸住宅	(略)				
単独市営住宅	(略)				
特別賃貸単独住宅	(略)				

で定める基準に従って管理するものとする。

別表第1（第3条関係）

種別	名称	位置	建設年度	構造	戸数	
普通市営住宅	生野新町住宅(1)	朝来市生野町新町1191番地1	昭和51	簡耐2F	8	
	生野新町住宅(2)	朝来市生野町新町1182番地1	昭和56	簡耐2F	8	
	北真弓住宅(2)	朝来市生野町真弓258番地	昭和59	簡耐2F	4	
	但馬口住宅	朝来市生野町口銀谷253番地3	平成元	R C 4F	16	
	(略)					
		新井団地(5)	朝来市新井576番地	平成5	木造2F	5
小規模改良住宅	(略)					
特定公共賃貸住宅	(略)					
単独市営住宅	(略)					
特別賃貸単独住宅	(略)					